

「ベリーグッドローカルとちぎ」ロゴマーク使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「ベリーグッドローカルとちぎ」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、別紙のとおりとする。

(権限)

第3条 ロゴマークの使用に関する一切の権限は、栃木県（以下「県」という。）に属する。

(使用申請)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめデジタル戦略課長（以下「課長」という。）の承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 県又は県が事務局を担う協議会等が主体となって使用する場合
- (2) 報道機関が報道目的で使用する場合
- (3) 国又は地方公共団体が使用する場合

2 前項の規定による承認を受けようとする者は、「ベリーグッドローカルとちぎ」ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に次の書類を添えて、使用開始を希望する日の2週間前までに課長に提出しなければならない。

- (1) 申請者及びロゴマークを使用する事業の概要がわかる資料
- (2) ロゴマークの使用状況がわかる資料
- (3) その他課長が必要と認める資料

(使用承認等)

第5条 課長は、申請書を受理した場合は、当該申請に係るロゴマークの使用承認の可否について審査し、承認をした場合は「ベリーグッドローカルとちぎ」ロゴマーク使用承認通知書（様式第2号）により、承認をしなかった場合は「ベリーグッドローカルとちぎ」ロゴマーク使用不承認通知書（様式第3号）により、申請者に対し通知するものとする。

2 課長は、ロゴマーク使用承認の申請の内容が次のいずれかに該当する場合は、当該使用を承認しないものとする。

- (1) 県の信用又は品位を害するおそれのある場合
- (2) 特定の政治、思想又は宗教活動に使用されるおそれのある場合
- (3) 適正な使用方法に従って使用しないおそれのある場合
- (4) 法令又は公序良俗に反するおそれのある場合
- (5) その他課長が不適当と認めた場合

(使用承認の条件)

第6条 課長は、ロゴマークの使用の承認には、この要領の施行のために必要な限度において、条件を付すことができる。

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 ロゴマークを使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 第5条第2項各号に該当する使用をしないこと。
- (2) 別に定めるロゴマーク利用マニュアルに定められた色、形式等に従うこと。ただし、課長が特に必要があると認めたときは、この限りではない。
- (3) 使用承認の内容どおりに使用すること。また、第6条の規定により付された条件がある場合は、これに従うこと。

(承認内容の変更)

第9条 ロゴマークの使用承認を受けた者が、使用承認を受けた内容について変更しようとするときは、あらかじめロゴマーク使用承認内容変更申請書(様式第4号)を課長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用承認の取消し等)

第10条 課長は、ロゴマークの使用がこの要領又は使用承認の内容に違反していると認められる場合、当該使用承認を取り消すとともに、ロゴマークの使用承認を受けた者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。

- 2 前項の使用承認の取消しは、「ベリーグッドローカルとちぎ」ロゴマーク使用承認取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。
- 3 前2項の規定により承認を取り消された者は、承認取消しのあった日以降、当該承認に係るロゴマークを使用してはならない。
- 4 課長は、ロゴマークの使用が第8条の規定に違反していると認められる場合その他必要があると認めるときは、ロゴマークを使用する者に対し、ロゴマークの使用方法の変更、使用の中止等を指示することができるものとする。

(使用期間)

第11条 承認を受けてロゴマークを使用できる期間は、2年以内とする。ただし、最承認を妨げない。

(使用状況の調査等)

第12条 課長は、この要領の施行に必要な限度において、ロゴマークを使用する者に対しロゴマークの使用状況等について報告させ、又は必要な調査をすることができる。

(経費等の負担)

第13条 県は、この要領によるロゴマークの使用承認の申請に要した費用並びに使用の実施に係る経費及び役務を負担しない。

- 2 県は、第10条第1項の規定に基づく使用承認の取消し又は同条第4項の規定に基づく使用方法の変更、使用の中止等の指示により生じた回収費用、成果品の変更費用等の経費を負担しない。

(損失補償等の責任)

第14条 県は、ロゴマークの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

(補足)

第15条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関して必要な事項は別に定め

る。

附 則

- 1 この要領は、令和3（2021）年4月1日から施行する。
- 2 この要領施行の際、現に効力を有するロゴマークの使用に関する承認、手続その他の行為は、この要領の相当規定によりなされた承認、手続その他の行為とみなす。

(別紙)

○「ベリーグッドローカルとちぎ」ロゴマーク

VERY 
GOOD
LOCAL

とちぎ